

令和3年8月13日

関係者各位

公益社団法人 岩手県サッカー協会
会長 佐藤 訓文

サッカー活動の延期・中止等に関する通知（令和3年8月13日）

令和3年8月3日の「岩手警戒宣言」に基づき、令和3年8月6日付けで「新型コロナウイルス感染症発生状況によるサッカー活動について」を通知したところですが、新たに8月12日に「岩手緊急事態宣言」が発令されました。

つきましては、岩手県内のサッカー活動について下記の通りとしたので、改めて皆様方のご理解ご協力をお願いします。

記

1. 県協会主催の全てのサッカー活動は 令和3年8月13日（金）から令和3年8月26日（木）まで延期、又は中止とする
2. チーム活動の一斉を 令和3年8月19日（木）まで自粛する
また対外試合等は、令和3年8月26日（木）まで自粛を延長する
3. 岩手県教育委員会等による指導は、この通知より優先する
4. 県外への移動や県外からの迎え入れは 令和3年8月31日（火）まで自粛する
5. 全国大会・東北大会への出場は主催者及びチームの判断による
なお、岩手県内で実施する東北大会は 4を準用する
6. 感染防止対策の徹底し実施する
7. 感染状況により期間の延長はあり得る（県の対策期間と連動）
8. 公共施設等の貸出し制限がかかる場合はこれに従うこと
なお、岩手県フットボールセンターは 令和3年8月19日（木）まで休業する

<参考>

- ・ 岩手県 新型コロナウイルス感染症「岩手緊急事態宣言」について（令和3年8月12日）
- ・ 岩手県体育協会 「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」による競技力向上事業（強化練習等）及び事業等の実施について（令和3年8月12日通知）

* 県の「岩手緊急事態宣言」の期間は

「直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり10人未満となるまで」とあるが

岩手県の人口123万人で計算すると（直近1週間の累計123人、1日平均は17.6人となる）

8月12日現在直近1週間累計203人、1日平均は29人で10万人当たり16.5人（新聞報道）となっている

新型コロナウイルス感染症

岩手緊急事態宣言

実施中

県民の皆さまへのお願い

不要不急の外出の自粛

※生活や健康の維持に必要な場合を除く



- ・同居家族以外のBBQや会食
- ・同窓会や同級会



家庭にウイルスを持ち込まない・持ち出さない



- ・同居家族以外の法事や墓参り
- ・出張先や研修先での会食

事業者へのお願い

- ・テレワーク、ローテーション勤務、オンライン会議により、**人との接触を低減**
- ・休憩室、更衣室、喫煙室、食堂など、**職場内の感染対策**の徹底

学校へのお願い

- ・**校外で行う活動**（修学旅行、遠足など）における外部との接触がある**活動内容の見直し**・**適切な感染防止策**の徹底
- ・学校の夏季休業中の**部活動の原則休止**

飲食店へのお願い

- ・「**いわて飲食店安心認証**」取得

医療機関へのお願い

- ・**積極的な検査**の実施

自分自身を守るため、そして大切な人を守るため、皆様の御協力をお願いします。

岩体協第100号
令和3年8月12日

加盟競技団体 各位

公益財団法人岩手県体育協会
会長 達増拓也
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」による競技力向上事業（強化練習等）及び事業等の実施について（通知）

日頃より 本協会の業務推進にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記宣言が発令されたことに伴い、競技力向上事業（強化練習等）の実施及び活動にあたっては、下記のとおり対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 県内における強化事業は、自粛(※1)すること。
- 2 県外における強化事業及び県外に在住する選手の参加並びに県外からの選手・指導者及びチームを招いての強化事業は、自粛(※2)すること。

※1・2 東北総合体育大会及び国民体育大会を含む直近の全国大会等の参加に係る強化事業については、関係者で協議のうえ慎重に対応すること。なお、少年種別の実施にあたっては、別添「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言について(通知)」(令和3年8月12日付け教学第871号及び教保第347号)を踏まえた対応をすること。

- 3 競技団体主催の事業等の実施については、開催可否について慎重に判断するとともに、開催にあたっては、岩手緊急事態宣言の内容を踏まえるとともに、中央競技団体作成のガイドライン遵守を徹底し実施すること。
- 4 対象期間は、令和3年8月12日から岩手県直近1週間の新規感染者数(対人口10万人)が10人未満となるまでとする。
- 5 事業等の参加にあたっては、選手(参加者)の意向を尊重した対応をお願いします。

【参考 岩手県ホームページ】

<http://www.pref.iwate.jp.cache.yimg.jp/kurashikankyoku/iryoku/covid19/1045804.html>

【担当】

公益財団法人岩手県体育協会

業務課 坂本 哲也

TEL 019-648-0400 FAX 019-648-1600

E-mail : taikyo@iwate-sports.or.jp



教 学 第 871 号
教 保 第 347 号
令 和 3 年 8 月 12 日

各 県 立 学 校 長 様

学 校 教 育 室 長
保 健 体 育 課 総 括 課 長

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 岩 手 緊 急 事 態 宣 言 に つ い て (通 知)

このことについて、別添のとおり岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部（令和3年8月12日）から岩手緊急事態宣言が発令されました。

については、県民に対し不要不急の外出の自粛を要請したことを踏まえ、児童生徒の健康を確保しつつ、教育活動に与える影響を最小限にとどめ、地域全体での感染防止を図ることが重要であることから、下記のとおり対応するようお願いします。

なお、部活動の遠征等については、「新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた部活動の遠征等について（通知）」（令和3年8月4日付け教保第334号）により県外の学校やチームとの練習試合等は原則禁止したところですが、引き続き、継続し適切に対応するよう申し添えます。

記

- 1 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止策を徹底すること。
- 2 部活動については、学校の夏季休業中は原則休止*とすること。

※ 全国大会等（9月12日までに開催される地区予選を含む公式大会）に派遣されるチーム及び個人の練習に限り、学校長の許可のもと必要最小限の活動については可とする。

- 3 対象期間は、令和3年8月12日から、岩手県の直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）が10人未満となるまでとする。

【担当】

- 校外活動に関すること 学校教育室高校教育担当（019-629-6140）
- 部活動に関すること 保健体育課学校体育担当（019-629-6190）



教 学 第 871 号
教 保 第 347 号
令 和 3 年 8 月 12 日

各市町村教育委員会教育長 様
(関係教育事務所 経由)

岩手県教育委員会事務局
学 校 教 育 室 長
保 健 体 育 課 総 括 課 長

新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言について（通知）

このことについて、別添のとおり岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部（令和3年8月12日）から岩手緊急事態宣言が発令されました。

今般、県民に対し不要不急の外出の自粛を要請したことを踏まえ、児童生徒の健康を確保しつつ、教育活動に与える影響を最小限にとどめ、地域全体での感染防止を図ることが重要であることから、別添のとおり県立学校長宛て通知しました。

つきましては、市町村立学校におきましても、県立学校の下記の取組に準じた対応をお願いいたします。

記

- 1 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止策を徹底すること。
- 2 部活動については、学校の夏季休業中は原則休止^{*}とすること。

※ 全国大会等（9月12日までに開催される地区予選を含む公式大会）に派遣されるチーム及び個人の練習に限り、学校長の許可のもと必要最小限の活動については可とする。

- 3 対象期間は、令和3年8月12日から、岩手県の直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）が10人未満となるまでとする。

【担当】

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ○校外活動に関すること | 学校教育室義務教育担当（019-629-6137） |
| ○部活動に関すること | 保健体育課学校体育担当（019-629-6190） |